



報道発表資料の配付日時 4月19日(月) 10時00分

発表項目 (行事名)	「北海道環境基本計画 [第3次計画]」の策定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、令和3年度(2021年度)から概ね10年間を計画期間とする「北海道環境基本計画 [第3次計画]」を、次のとおり策定し、公表しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 北海道環境基本計画 [第3次計画] 2 計画期間 令和3年度(2021年度)から概ね10年間 3 計画の位置付け <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向を示すもの ◆ 北海道総合計画の環境に関する特定分野別計画 4 基本的な展開方向 循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道を目指す 5 公表方法 道庁ホームページ(環境生活部環境局環境政策課)で公表 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/index.htm 		
参考	○ 添付資料 北海道環境基本計画 [第3次計画] の概要		

報道(取材)に 当たってのお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部環境局環境政策課企画調整係 主幹 尾原 裕昌 TEL 011-231-4111 (内線24-205) 直通 011-204-5188		
-------------	---	--	--

北海道環境基本計画[第3次計画]の概要

【2050年頃を展望した将来像】 循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～

【将来像の視点】 ★自然と共生する ★健全な物質循環を確保する ★良好な地域環境を確保する ★持続可能な生活をめざす
★環境に配慮した地域づくりをすすめる ★環境と経済・社会の良好な関係をつくる ★脱炭素社会を実現する

第1章 総論

1 基本的事項

【計画の位置付け・性格】

- ◆環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示すもの
- ◆北海道総合計画の、環境に関する特定分野別計画としての位置づけ

【計画期間】

令和3年度から概ね10年

【各主体の役割等】

計画の推進にあたり、道民や事業者等、それぞれの主体に期待される役割を記載

2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況

【社会経済の状況】

- ◆人口減少の進行、震災からの復旧・復興、新型コロナウイルスによる影響、大雨等による災害の発生、情報化社会の進展

【環境の状況】

- ◆大気環境や河川の水環境は概ね良好
- ◆二酸化炭素の排出量は減少傾向にあるが、道民一人当たりの排出量は全国を上回っている
- ◆知床世界自然遺産などすぐれた自然が保全されている

【道民の意識】

- ◆日常生活での環境配慮行動実践者の割合は約60%

3 課題認識

- ◆耕作放棄地や手入れが行き届かない森林の増加による野生動物とのあつれきの発生
- ◆地球温暖化による豪雨災害、生態系等への影響
- ◆生物多様性の損失の継続、エゾシカやヒグマ、侵略的外来種による農林水産業被害
- ◆プラスチックごみによる海洋汚染など

第2章 施策の展開(施策の基本的事項)

1 環境・経済・社会の統合的向上の考え方

- ◆SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上の具体化
- ◆「地域循環共生圏」の創造^(※)

3 分野別の施策の展開

- ◆各分野と関連するSDGsのゴールを整理

2 分野横断的取組

- ◆ESG投資など経済システムのグリーン化
- ◆ICTの活用、新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入 など

(※)各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合い、地域の活力を最大限発揮する考え。

【】 緊急性・独自性・総合性を勘案し、重点的に取り組む施策

分野	めざす姿	現状と課題	指標群	目標	各主体の取組方向	施策の方向
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策で実質ゼロ化 ◆地域循環共生圏の形成による資源の地産地消や健全な森林の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ◆二酸化炭素排出量は近年減少傾向も基準年(平成2年度)より増加。【道7,017万t-CO₂】 ◆豊富なエネルギー資源の有効活用や二酸化炭素吸収源である森林の整備・保全が重要 ◆気候変動への適応を進めるため、総合的かつ計画的な取組の推進が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガス排出量(万t-CO₂) ◆新エネルギー導入量発電分野(百万kWh) ◆森林の蓄積(百万m³) 	<p>4,794</p> <p>14,998</p> <p>835</p>	<p>【道民】:冷暖房温度の見直しや省エネ機器の利用など日常生活における環境への負荷の少ない行動の実践</p> <p>【事業者】:省エネ、新エネ導入や環境負荷の少ない製品や商品の製造・販売</p> <p>※その他、民間団体、行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地球温暖化対策の推進(温室効果ガス排出削減、自立・分散型エネルギー導入、森林等によるCO₂吸収源対策、気候変動への適応策の取組)【】 ◆その他の地球環境保全対策の推進(オゾン層保護、海洋汚染防止)
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ◆3Rや適正処理が社会に定着 ◆バイオマスの利活用の定着や従来と異なる技術によるイノベーションの創出などによるリサイクル関連産業の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一人1日あたりのごみ排出量が全国平均より多い【全国918g、道969g】 ◆豊富に存在するバイオマスの利活用の推進が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般廃棄物の排出量(2/人・日) ◆一般廃棄物のリサイクル率(%) ◆廃棄物系バイオマス利用率(%) 	<p>900</p> <p>30</p> <p>90</p>	<p>【道民】:ごみの削減や分別の徹底、リサイクルの取組</p> <p>【事業者】:廃棄物の発生抑制や再使用しやすい製品の製造</p> <p>※その他、民間団体、行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆3Rの推進(廃棄物の排出抑制、使用済み製品等の再使用、各種リサイクルの推進) ◆廃棄物の適正処理の推進 ◆バイオマスの利活用の推進【】 ◆循環型社会ビジネスの振興
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然の保全と利用の両立の考え方の定着 ◆野生生物による農林水産業等被害の低減 ◆外来種の拡散防止と排除 	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者の増加やマナーに起因する自然環境への悪影響の懸念 ◆エゾシカによる多大な農林業被害 ◆ヒグマの市街地出没の多発 ◆アライグマなど外来種による生態系の破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然公園利用者数 ◆エゾシカ個体数指数(東部) ◆エゾシカ個体数指数(西部) ◆「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数 	<p>—</p> <p>50</p> <p>150</p> <p>—</p>	<p>【道民】:自然とのふれあい、緑化活動への参加</p> <p>【事業者】:野生生物の生息・生育環境に配慮した開発行為の実施</p> <p>※その他、民間団体、行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境等の保全及び快適な環境の創造(すぐれた自然環境の保全、森林・水辺等の環境保全機能の維持増進) ◆知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 ◆自然とのふれあいの推進【】 ◆野生生物の保護管理【】
(4) 安全・安心な地域環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆きれいな空気と水の維持、健全な水循環の確保 ◆健康で安全・安心に生活できる地域環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◆湖沼など閉鎖性水域の環境基準達成率が低いほか、一部地域において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を確認 ◆騒音に関する環境基準を達成できていない地点がある 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気環境基準達成率(%) ◆水質環境基準達成率(%) ◆騒音に関する環境基準達成率(一般地域・自動車・航空機)(%) 	<p>100</p> <p>100</p> <p>100</p>	<p>【道民】:大気環境や水環境への負荷の少ない生活の実践</p> <p>【事業者】:大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制</p> <p>※その他、民間団体、行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気、水など生活環境の保全(大気環境・水環境の保全、騒音・振動・悪臭防止対策) ◆化学物質等による環境汚染の未然防止 ◆その他の生活環境保全対策(公害苦情の適正処理)
(5) 共通的・基盤的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境負荷の少ない生活 ◆社会的な責任を持ち、環境に配慮した事業活動 ◆自然が持つ様々な機能を活用した地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境教育の機会や場、指導者の育成が必要 ◆基幹産業である農林水産業などが持続的に発展するため環境と調和した産業の展開が求められる ◆環境と調和したまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「環境配慮活動実践者」の割合(%) ◆環境管理システムの認証取得事業所数 ◆Yes!clean作付面積(ha) ◆北方型住宅としてデータ登録された戸数 	<p>70</p> <p>—</p> <p>20,000</p> <p>—</p>	<p>【道民】:環境に配慮した生活の実践、環境保全活動への参加</p> <p>【事業者】:従業員に対する環境配慮の啓発、環境と調和した産業活動</p> <p>※その他、民間団体、行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮する人づくりの推進 ◆環境と経済の好循環の創出(環境に配慮した事業活動) ◆環境と調和したまちづくり ◆基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)

第3章 計画の推進

- ◆道民の意見の反映(環境保全推進委員からの意見募集など)
- ◆推進体制(関係部局、環境道民会議との連携)
- ◆計画の進行管理
- ◆計画の見直し